



新居浜基署発0224第4号
令和3年2月24日

関係機関 各位

新居浜労働基準監督署長



労働基準関係法令に基づく各種周知義務について（周知依頼）

平素は、労働行政の推進について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準法をはじめとして労働基準関係法令では、労働者等に対して各種項目を周知することが事業者には義務として課せられています。

法令に基づく周知義務は、労働者の無知に乗じた不正・不当な取り扱いがなされることを排除し、各種法令の目的を効果的に達成せしめることに資するだけでなく、36協定や就業規則など事業場独自の定めにおいて、その適用を受ける労働者の権利義務の内容を明らかにすることで適正な労務管理と労使紛争の防止に寄与するものであり、事業者において確実に履行されるべきものです。

この点に関して、管内の事業者の方々によりいっそうの御理解をいただき、所定の周知義務を確実に履行していただくため、今般、新居浜労働基準監督署で労働基準法令に基づく周知義務に係る案内資料を作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、本取組の趣旨に御理解をいただくとともに、同封いたしました案内リーフレットを事務局窓口や掲示棚に配置いただくなど、会員事業場に対して周知を行っていただきますよう依頼いたします。

なお、お送りした資料について、ホームページや広報誌への掲載、メールマガジンでの配信など、内容の周知にご協力いただける場合には、資料の電子データをお送りしますので、下記のメールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

また、資料の内容に関する問い合わせや増刷希望等がございましたら下記まで御連絡をお願いいたします。

(問合せ先)

新居浜労働基準監督署 第2方面 松下
住所 愛媛県新居浜市一宮町1-5-3
電話 0897-37-0151
FAX 0897-37-3655
MAIL matsushita-kouji.ch2@mhlw.go.jp

告

下記の事項、皆に周知すべし

○避難・救護に関すること

○危険物・危険作業に関すること

○法定の職務者、組織に関すること

○会社内のルール・労使の決めごと

○法令の概要

掟を破りし者には罰金刑の可能性あり

労働基準法令では従業員向けの様々な周知義務が定められています (詳細は裏面)



労働基準関係法令で周知が義務付けられているもの



1 労働基準法に規定されるもの(主に労基法第106条)

- 労働基準法及びこれに基づく命令の要旨 36協定、その他労働時間・休憩に関する労使協定
- 就業規則 賃金控除協定 時間単位の年次有給休暇付与に関する協定 寄宿舎規則

2 最低賃金法に規定されるもの(主に最賃法第8条、則6条)

- 最低賃金の概要(適用範囲と最低賃金額、最賃に算入しない賃金、効力発生年月日)

3 労働安全衛生法に規定されるもの(安衛法第103条ほか)

- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令の要旨 安全衛生推進者の氏名 作業主任者の氏名及び職務 安全衛生委員会の議事の概要
 - 産業医の業務内容(職務、相談方法、情報管理の方法) 化学物質のSDSに記載された事項
 - 危険物及び化学物質の新規取扱時又は用途変更時のリスクアセスメント(調査)結果
 - 作業計画 ①フォークリフト、②車両系木材伐出機械、③林業架線作業、④簡易架線集材装置、⑤車両系建設機械、⑥高所作業車
 - ⑦ジャッキ式つり上げ装置による荷の昇降、⑧建築物等の鉄骨組立て等の作業、⑨鋼橋架設等の作業、⑩コンクリート造の工作物の解体等の作業
 - ⑪コンクリート橋の架設、⑫ロープ高所作業
- 作業方法・手順など ①コンクリートポンプ車の輸送管の組み立て等、②くい打ち機械等の組み立て等、③化学設備及び付属設備の改造等
- ④液化酸素の製造設備の改造等、電気工事の作業、⑤採石作業時の運搬機械等の運行経路等、⑥足場の組立て等作業
- ⑦軌道装置における信号装置の表示方法・人車の搭乗定員数、⑧作業構台の組立て等作業、⑨移動式クレーンを用いた作業
- ⑩エレベーターの運転方法

- 避難・救護に関する事項 ①救急用具の備付け場所及び使用方法、②土石流危険河川で建設工事を行う際のサイレン・避難設備の設置場所

③ずい道内でガス・アーク溶接等する際の消火設備の設置場所等、④港湾荷役で危険物を取り扱う際の物質の飛散・漏洩時の措置

- 合図 ①起動装置の運転に関する合図、②コンクリート造工作物解体時の引き倒しの合図

4 じん肺法に規定されるもの(主に第35条の2)

- じん肺法及びこれに基づく命令の要旨



●周知の方法は概ね以下の3つとなります



社内掲示してもよし



PC上で見られるようにしてもよし



書面で交付してもよし